

令和2年8月28日

港区長 武井 雅昭 様

港区環境審議会

会長 守田 優

「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について  
(答 申)

港区環境審議会は、令和2年3月24日付31港環環第3337号により、区長から「『港区環境基本計画』の策定に係る基本的な考え方について」の諮問を受けました。

諮問事項に関し、当審議会においては、「地球温暖化」、「清掃・資源循環」、「自然環境」及び「環境保全活動」の分野に係る4つの部会を設置し、より専門的見地から、それぞれ2回又は3回にわたり、各々の所掌事項に関して区の現状と課題を整理した上で、環境基本計画の策定に係る基本的な考え方について検討を行いました。

当審議会では、これらの部会での検討結果等を踏まえ、2回にわたり慎重に審議を重ね、その内容を取りまとめましたので、答申いたします。

**「港区環境基本計画」の策定に係る  
基本的な考え方について  
(答申)**

**令和2年8月  
港区環境審議会**

# 目次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 港区環境基本計画策定に求められる視点..... | 1  |
| 第1節 現行計画策定後の様々な変化への対応.....  | 1  |
| 第2節 区のこれまでの取組の成果と課題.....    | 2  |
| 第3節 策定の視点.....              | 3  |
| 第2章 めざす環境像.....             | 3  |
| 第3章 施策の基本的考え方.....          | 4  |
| 第1節 地球環境.....               | 4  |
| 第2節 循環型社会.....              | 6  |
| 第3節 生活環境.....               | 7  |
| 第4節 自然環境.....               | 8  |
| 第5節 環境保全活動.....             | 9  |
| 第4章 分野横断的な取組.....           | 10 |
| 第5章 施策の推進に向けて.....          | 11 |
| 第1節 推進体制.....               | 11 |
| 第2節 進行管理.....               | 11 |

# 第1章 港区環境基本計画策定に求められる視点

## 第1節 現行計画策定後の様々な変化への対応

港区では、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示す計画として、平成27年度に6年間の計画期間とする環境基本計画を策定し、平成30年2月に中間の見直しを行い、環境に関する様々な施策を講じてきました。

この間、環境施策をめぐり国内外で大きな動向がありました。

まず、国際社会共通の目標として示された持続可能な開発目標（SDGs）<sup>1</sup>の達成に向けた取組の広がりです。SDGsの17の目標には、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、陸や海の生物多様性など、環境分野に関わる目標が多く含まれています。自治体においても目標達成に貢献する取組を進めることが求められており、その中でも環境基本計画が果たす役割は非常に大きいといえます。

近年、気候変動に起因すると指摘されている、水害や風害などの激甚化への対策は喫緊の課題となっています。また、大量生産・大量消費型の経済・社会システムを背景としたプラスチックごみによる海洋汚染への対応も深刻な課題となっています。これらの環境問題は、区民の暮らしや事業者の活動によるエネルギーや資源の消費の在り方に原因があります。その影響は健康で安全な暮らしを脅かすという特徴があり、一人ひとりの区民、それぞれの事業者が原因者であることを自覚し、将来世代にその負荷を残さないという意識を持って、暮らしや事業活動を見直していくことが求められます。

さらに、平成30年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」をはじめとする国の施策では、SDGsを背景に、環境・経済・社会の統合的課題解決を図っていく方向性が一層鮮明に打ち出されるようになっていきます。具体的には、環境施策を通じて経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出、経済発展と社会的課題の解決の両立を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが期待されています。

そして、経済・社会システムの変化を捉え、環境問題の解決を図っていく動きも活発化しています。近年広がりを見せる「テレワーク」、「シェアリング・エコノミー」といった新しい働き方や消費スタイルは、情報通信技術を活用して人の移動を減らしたり、物や空間を共有したりすることで、エネルギーや資源の有効利用につながる側面を持つことが認識されつつあり、国では、このような概念を発展させた「Society 5.0<sup>2</sup>」と呼ばれる社会の実現をめざしています。これらは、新

<sup>1</sup> 持続可能な開発目標（SDGs）…2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、水、持続可能な生産・消費、気候変動、海洋、生態系・森林など、環境と関わりの大きい目標を含んでいる。

<sup>2</sup> Society 5.0…内閣府の第5期科学技術基本計画において提唱された、わが国が目指すべき未来社会の姿。サイバー空間（仮想空間）フィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会とされる。

型コロナウイルス感染症の流行を契機とした「新しい生活様式」の定着を背景に、更に普及が進むことが見込まれます。一方で、テレワークの拡大によって区民の在宅時間が増えることで、区民の居住空間を取り巻く生活環境をより良いものとしていくことも、今後一層ニーズが高まるようになると考えます。

港区においては、これらの経済・社会の動向を的確にとらえて、環境施策を講じていくことが必要です。

## 第2節 区のこれまでの取組の成果と課題

区は、現行計画において、居住と都市活動とが調和した、環境負荷の少ない居住環境都市をつくとともに、歴史ある多様な自然を保全し、良好な環境を次の世代へ引き継いでいくこと、国際的に誇れる環境都市をめざしていくこととし、環境施策を推進してきました。

環境の現状に関しては、大気環境、緑被率等のデータは、近年大きく変化しておらず、区内の環境に対する区民アンケートにおける評価も平成25年度から大きく変わっていません。その中で、古川・運河・海の水質に対する評価は、大雨時に簡易処理水が排出されること等による一時的な水質悪化を背景に、低い状況が続いています。ごみの総排出量については、区民一人当たりの排出量は減少傾向にあるものの、人口の増加に伴い、総量は緩やかに増加しています。

快適に暮らし、働くことができる環境を実現していくため、大気や水などの環境の維持・改善や循環型社会の実現に向けた努力が、引き続き求められます。

区の環境施策の面では、東日本大震災以降に特に課題となった省エネルギーや再生可能エネルギーの有効活用、国産木材の活用による森林整備をはじめとする地球温暖化対策、広域的な大気汚染問題であるPM2.5、放射性物質への対策、独自の環境アセスメント制度の運用など、安全・安心に暮らせる地域環境の形成に向けた取組などを進めてきました。中でも、「港区民間建築物低炭素化促進制度」、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」、「港区ビル風対策要綱」の運用や「駐車場地域ルール」策定など、事業者による環境負荷の低減、環境保全活動の促進につながる様々な施策を展開してきました。さらに、区民、事業者、地域の団体等、多様な主体が連携・協働する環境保全活動を進める中で、「みなとタバコルール」の推進、「生物多様性みなとネットワーク」の設置・運営などの取組も拡大しています。ごみの発生抑制と資源の循環利用では、プラスチックの回収・資源化、食品ロスの削減の啓発など、区民や事業者と協働した取組を実施しています。

今後も活発なまちづくりを背景に、区内の人口、事業所の増加が見込まれる中で、環境への負荷を低減し、持続可能な社会をめざしていくため、区が、環境に関する課題の解決に率先的に取り組むとともに、効果的な支援策や普及啓発により区民、事業者の行動を促し、様々な主体の協働のもと、環境施策を推進していくことが必要です。

### 第3節 策定の視点

新たな環境基本計画の策定に当たっては、持続可能な開発目標の達成に向けて環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、関連する環境施策を総合化し、計画的に推進することが求められます。すなわち、これまで個別計画として策定している港区地球温暖化対策地域推進計画、港区環境率先実行計画、港区生物多様性地域戦略に加えて、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等行動計画も新たに位置付けた総合的な計画とすることで、環境分野における総合的・横断的な施策を強化していくことが必要です。

また、港区環境基本条例第8条に基づく「環境行動指針」については、引き続き環境基本計画に含めて策定し、区、区民及び事業者が環境の保全に関して配慮すべき行動の指針を示していくことが必要です。

そして、現行計画の成果と課題、港区を取り巻く状況の変化や社会的な動向などを踏まえながら、時代に即した環境施策を講じていくため、次の視点に立って進めるべきです。

- ①国際社会が一丸となって取り組む持続可能な社会の実現に貢献する
- ②気候変動をはじめとする環境問題に迅速かつ的確に対応し、健康的に暮らし、働くことができる安全・安心なまちをつくる
- ③様々なイノベーションや新型コロナウイルス感染症を契機とした経済・社会システムの変化を取り入れながら、脱炭素化、資源循環、生活環境の改善を推し進める
- ④都心の豊かな自然を大切にし、快適に暮らせるまちをつくる
- ⑤多様な主体との協働により環境に関する課題の解決を図る

さらに、環境施策を推進することによって、どのようにSDGsの達成に寄与していくのかという点についても、明らかにすることが重要です。

## 第2章 めざす環境像

港区は、約26万人が暮らす居住都市であると同時に、多くの人々が国内外から訪れ、働く活気に満ちた国際色豊かな都市です。また、江戸から明治、大正時代にかけて形作られたまちの面影を随所に感じることができる歴史あるまちであり、起伏に富んだ地形の上に斜面緑地や社寺林・庭園などの歴史的なみどりと、湧水、古川、運河、そしてお台場の海という多様な水環境が存在する、豊かな自然環境を有するまちでもあります。

「港区環境基本条例」の前文では、このような港区の特性を踏まえつつ、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、すべての人々が日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え環境にやさしい行動をとることを求めるとともに、環境への負荷の少ない居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくことを理念に

掲げています。

令和3年度を初年度とする新たな「港区基本計画」の策定方針では、環境分野に関する将来像として、「あらゆる危機に強く、誰もが安全に安心して暮らすことができ、環境負荷の少ない持続可能なまち」を掲げており、気候変動による影響等に対する備えを強化し、持続可能なまちづくりを進めていくという方向性が示されています。

これらの特性と背景を踏まえ、港区で営まれる多様な暮らしと活気ある社会経済活動、まちの特徴である歴史の積み重ねと豊かな自然などの要素が調和し、未来に向けてすべての人々が安全に安心して暮らし、活動できる持続可能な都市を築いていくことをめざし、新たな港区環境基本計画においては、

「多様な暮らし・活気・自然が調和する 持続可能な都市 みなと」

をめざす環境像とすべきです。

### 第3章 施策の基本的考え方

「第1章 港区環境基本計画策定に求められる視点」を踏まえつつ、めざす環境像を実現していくため、環境施策を次の5つの分野で捉え、以下に示す方向性に沿って施策を講じていくことを提言します。

- ①地球環境 …温室効果ガスの排出抑制（地球温暖化の緩和策）、気候変動に起因すると指摘されている様々な影響への対策（地球温暖化への適応策）
- ②資源循環 …3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進
- ③生活環境 …大気汚染等の公害の防止、開発が環境に与える影響への対策、環境美化に関する取組
- ④自然環境 …古川、運河、台場の海の水質改善及び水辺空間と水循環系の保全・再生に関する取組、多様な緑の保全と創出、生物多様性に関する取組
- ⑤環境保全活動…区民、事業者等の環境保全に関する活動の促進、そのための環境教育、環境学習等の推進

#### 第1節 地球環境

深刻化する地球温暖化とこれに伴う気候変動による影響を背景に、令和元年12月に東京都が策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、将来的に温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる「ゼロエミッション東京」の実現を通じ脱炭素社会への貢献や、気候危機とも呼べる気候変動を強く認識し、直面している気候危機に立ち向かう行動を進めていくという、これまでより踏み込んだ方向性が示されています。

事業活動が活発な港区においては、都内で二酸化炭素排出量が最も多く、地球温暖化に加え、気温が更に上昇する都市特有の熱環境問題であるヒートアイランド現象が顕著です。また、IPCC<sup>3</sup>の特別報告書における将来予測では、今後も著しい気温上昇が見込まれていることから、区民生活への様々な影響に対し、危機感をより一層強く持たなければなりません。

将来的な脱炭素社会の実現への貢献と、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進めていくため、次の点に着目して区民、事業者をはじめ、国や東京都とも連携して共にイノベーションを起こしていくことが必要です。

## (1) 脱炭素まちづくりの推進

温室効果ガス排出量が実質ゼロとなる「ゼロエミッション<sup>4</sup>」を区内において実現し、脱炭素社会に貢献していくためには、中長期的視点から二酸化炭素排出量の大幅な削減を進めていくことが非常に重要です。

区内の二酸化炭素排出量の8割を占める民生部門における建築物への対策として、区は、令和2年3月に「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」を制定しました。

この条例の運用により、個々の建築物の省エネルギー性能の向上を図るとともに、まちづくりの機会を捉えたエネルギーの面的利用や利用の最適化などをあわせて進めていくことで、まち全体での省エネルギー化を一体的に推進していくことが求められます。

区は、一事業者として区内事業者の模範となるべく、区有施設における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用を更に進め、区有施設のゼロエミッションに向けて率先して取り組むべきです。

## (2) 広域的な連携による地球温暖化対策の推進

区は、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」等の運用による木材活用促進・森林整備を通じた区外における二酸化炭素吸収量の増加への貢献や、令和元年度に創設した「みなと全国連携エネルギー事業」の運用により、全国で作られた再生可能エネルギー由来の電力の導入拡大による二酸化炭素排出量の削減を行うなど、広域的なネットワークを活用し地球温暖化対策に取り組んできました。

地球温暖化対策の一層の推進に当たっては、区だけではなく、多様な主体と連携し、一体となって取り組んでいくことが重要です。

全国の自治体や企業など多様な主体とのネットワークを有する区においては、こうしたネットワークを活用した広域的な連携により、地球温暖化対策の取組を一層強化していく必要があります。

<sup>3</sup> 国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）…各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行う公式な場として設置された。

<sup>4</sup> ゼロエミッション…省エネルギー、再生可能エネルギー等の活用により二酸化炭素排出量を最小化し、なお残る排出量については、植林などによる森林吸収や二酸化炭素の分離回収による利活用、更なる革新的技術の開発などにより相殺していくことで、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすること。



### (3) ビジネス・ライフスタイルの改革

個々の家庭や職場において消費や働き方を脱炭素型に変えていくことは、経済活動に大きなきっかけを与え、エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減につながる経済・社会システムの実現を促進する原動力となります。

そのためには、新型コロナウイルス感染症を契機に進んだテレワーク等の柔軟な働き方の普及や、再生可能エネルギー由来の電力の導入拡大等を支援することで、ビジネス・ライフスタイルを改革していくことが必要です。また、情報通信技術を活用したエネルギー使用の最適化を図るシステムの導入、再生可能エネルギー発電システムと蓄電池の併設など、快適性、利便性を向上しつつ脱炭素型のビジネス・ライフスタイルを支えるシステムや機器の導入を支援していくことも必要です。

### (4) 気候変動に適応したまちづくりの推進

地球温暖化に伴う気候変動に起因すると指摘されている、水害・土砂災害等をはじめとする自然災害の激甚化、熱中症や感染症などの疾病リスクの増大などの区民への危機が懸念されています。これらに対し、危機感を強く持って自然災害リスクの軽減、区民の安全・安心の確保のための対策を講じることで、気候変動に適応した強靱なまちづくり（レジリエントシティ<sup>5</sup>）を推進し、安心して暮らし働くことのできるまちを実現していく必要があります。

## 第2節 循環型社会

区におけるごみ・資源の総排出量（区収集ごみ量、区回収資源量、集団回収量、持込ごみ量の合計）が増加するとともに、資源回収量や資源化率は横ばいの傾向が続いています。今後は人口増加が見込まれるため、総排出量の増加が想定されます。また、現行計画策定以降、新たな問題である海洋プラスチックごみ、食品ロスに対する社会的関心が高まっています。

このため、環境基本計画の策定と同時に諮問された『港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）』の策定に関わる基本的な方向性について」の答申を踏まえつつ、家庭及び事業系ごみの更なる排出抑制、資源化に取り組むと同時に、特にプラスチックの使用抑制、食品ロスの削減について、区民、事業者の参画と協働により取組を進めていくことが必要です。

### (1) 区民の参画と協働による3Rの推進

3R行動に係る情報提供、全てのプラスチックの資源回収など、様々な取組により、区民の意識が向上してきましたが、更なるごみの減量化・資源化を推進するため、適正排出を促す啓発や、資源の回収品目・回収場所の拡充などの取組が必要です。また、ワンウェイプラスチック・食品ロスの削減などの新たな課題には、より重点的な取組が必要です。全ての区民が「ごみを出さない新しい生活ス

<sup>5</sup> レジリエントシティ…自然災害をはじめとする様々な危機に適応し、都市全体の機能を速やかに回復する力を持った都市のこと。

マイル」を意識して日々の生活を送れるよう、分かりやすく効果的な普及啓発・環境学習に加え、多様な主体の協働の推進が必要です。

## **(2) 事業者の廃棄物の発生抑制と資源循環の促進**

大規模事業者におけるミックスペーパーの資源化や、飲食店等での「食べきり協力店登録制度」の開始等、品目や事業者の規模等に応じた事業系ごみの減量・資源化施策を拡充してきましたが、区の総排出量の約6割を占める持込ごみ量は減少しておらず、区が収集する少量排出事業者が排出する可燃ごみにも約4割の資源（紙類等）が混入している状況です。事業者の社会的責任に基づき、プラスチックの使用抑制や環境負荷の少ない素材への切替えなど生産段階での取組も含め、主体的なごみの減量・資源化を促すような効果的な施策の展開が必要です。

## **(3) 安全・安心・効率的な廃棄物処理の実践**

全ての区民が安全・安心で快適な生活を送れるよう、清掃事業のサービス向上に引き続き取り組むとともに、感染症への対策や頻発化する自然災害に備えた収集体制を構築し、非常時でも資源やごみの収集を安定的に継続することが必要です。また、各種手続きのICT化など利便性の向上に向けた取組が必要です。

### **第3節 生活環境**

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対策を適切に行うこと、開発事業等のまちづくりにおける周辺的生活環境への配慮を促すこと、路上喫煙やポイ捨てがなく快適に過ごせるまちをつくっていくことは、暮らしやすく、働きやすい生活環境の保全に向けた重要な取組であり、これまでの取組を継承しつつ、適切な施策を講じていくことが必要です。

#### **(1) 良好な生活環境の確保**

大気環境の保全、騒音、振動、悪臭や有害化学物質、土壌汚染への対策など、区民の生活環境を守るための基本となる取組については、法令に基づく監視、測定、指導や区民・事業者への情報提供などに引き続き取り組むことが必要です。

#### **(2) まちづくりにおける環境配慮の促進**

東京2020大会を見据え、区内では活発にまちづくり事業が進められてきています。さらに、JR高輪ゲートウェイ駅周辺及びリニア中央新幹線の開業が予定される品川駅周辺、虎ノ門・麻布台地区などにおいて大規模な開発事業が進行しており、大規模開発に際した周辺環境への配慮は、引き続き重要な課題です。

このため、「港区環境影響調査実施要綱」に基づく環境アセスメントの推進、「港区ビル風対策要綱」に基づく制度の拡充をはじめ、区内における開発事業等について周辺環境にもたらす様々な影響に配慮することを求めていくことが必要です。大規模な開発事業に際しては、区内外に及ぼす影響に鑑み、東京都や周辺区と連携して環境に配慮した適切なまちづくりを誘導していきます。

### (3) 環境美化活動の推進

区では、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に「みなとタバコルール」を定め、環境美化活動と合わせて、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちづくりに向けた取組を進めてきました。

今後も、区民をはじめ、区内で働く人、区を訪れる人にも快適な生活環境を提供していくため、効果的な普及・啓発によるみなとタバコルールの推進、受動喫煙防止に配慮した喫煙場所の整備、環境美化活動を、区民、事業者と協力して進めていくことが必要です。

## 第4節 自然環境

港区は、都心にありながら豊かな緑と多様な水辺があるまちです。特に、起伏に富んだ地形と東京湾に面した立地を背景に、湧水、河川、運河、海という、水循環系に関係するあらゆる水辺の要素があることは、大きな特徴です。そして、これらの緑と水辺には、区がめざす自然環境の保全・再生のシンボルに選定されたカワセミをはじめ、チョウやトンボ、バッタなどの身近な生きもの、国内または都内で生息数が減少傾向にあるハヤブサ、キンラン等の重要種など、2,000種類以上の多様な生きものが生息・生育しています。

このように、多様な生きものが生息・生育する緑と水辺を保全・創出するとともに、生きものの生息拠点を大小さまざまな緑と水辺でつなぐエコロジカルネットワークを形成しながら、生物多様性の保全と持続的な利用を進めていくことが必要です。その結果、住む人、働く人、訪れる人、生きものが共に快適に過ごせるうらおいあるまちができることを期待します。

なお、生物多様性分野に関しては、新たな生物多様性国家戦略、東京都の生物多様性地域戦略の検討が並行して進んでいることから、これらの動向についても適宜反映しつつ、施策を検討していくことが必要です。

### (1) 古川・運河・お台場の海の水質改善

近年、古川、運河、海の水質のデータに大きな変化は見られず、お台場の海、運河において水質の環境基準が一部未達成の状況がある状態が続いていますが、上流部の水質、下水道の構造などの問題が背景にあり、区単独で解決を図ることは容易ではありません。

このため、水環境の監視測定、お台場ふるさとの海づくりなどの取組を継続しつつ、東京都をはじめとする関係機関、地域の住民、事業者等と情報を共有しながら対策を検討、実行する体制をつくっていくことが必要です。

### (2) 水辺空間と水循環系の保全・再生

台地上に降った雨は、地下にしみこみ、台地の崖下の湧水から湧き出て、古川、運河、海を経て、再び雨となって降り注ぐ水循環系を構成しています。

貴重な資源である水辺を生かし、うらおいの感じられるまちをつくっていくため、古川や運河などにおいて、沿川のまちづくりと連携しながら親水空間をより

充実していくことが必要です。また、水循環系を保全・再生するため、湧水の保全において重要な台地上に雨水浸透施設の設置を更に進めること、土地所有者の協力のもと湧水地そのものの保全を図っていくことが望まれます。

### **(3) 豊かで質の高いみどりの保全・創出**

港区には、赤坂御用地や自然教育園、芝公園、有栖川宮記念公園などの大規模でまとまりのあるみどりをはじめ、歴史ある社寺の樹林、崖線に残された斜面緑地、身近な公園の草地、開発事業によって生み出された新しい緑地など、多様で生物相豊かなみどりの環境があります。これらを生かしながら、人々が快適に暮らし、活動できるまちをつくるために、斜面緑地や地域に昔からある大木、樹林地の保全、幹線道路等を生かした緑の軸の形成や開発事業等の民間のまちづくりに合わせた多様な緑化の推進、道路・公園・公共施設等の整備に際したみどりの創出に引き続き取り組むことが必要です。また、生きものを誘致する緑化の誘導に引き続き取り組み、都市の自然生態系の構築を図っていくことが求められます。

### **(4) 生物多様性の理解と浸透**

区民の生活や区内における事業活動は、国内外から供給される食糧、資源など、生物多様性から生み出される様々な生態系サービスに支えられていますが、あまり知られていないことが区民アンケートの結果から明らかになりました。

生物多様性の重要性に対する区民、事業者の理解を醸成し、生物多様性に配慮した暮らしや働き方を促進していくため、区民、事業者への普及・啓発や環境学習を進めていくことが必要です。

また、様々な主体が協力して生物多様性の保全に関する取組を進めていくため、「生物多様性みなとネットワーク」の活動を推進するとともに、区民、事業者による生物多様性保全の活動への協力、支援を進めていくことを期待します。

### **(5) 生物多様性の保全・再生**

カワセミをはじめ、鳥や昆虫などの生きものの存在を身近に感じられるまちをつくっていくため、生きものの生息・生育環境となる緑や水辺を結ぶエコロジカルネットワークを形成していくとともに、区民が生物多様性について身近に学び、体験できる生物多様性スポットを明らかにし、情報提供を進めていくことが重要です。公園や学校・保育園・幼稚園等においては、ビオトープの創出と適正な維持管理を支援する取組を積極的に推進し、子どもたちが自然とふれあえる環境を充実させていくことが必要です。

また、区内の自然生態系を守り、生きものとの共存を図っていくため、在来種の生息を脅かすアカミミガメ、アメリカザリガニや、区民の健康や住宅に被害を及ぼす恐れのあるハクビシン、アライグマ、ヒアリ、セアカゴケグモなどの外来種の問題を区民と共有し、外来種の侵入・拡散の防止に向け必要な対策を講じることも必要です。

## 第5節 環境保全活動

一人ひとりの区民や個々の事業者による環境問題への認識、主体的な行動を促すため、区では、環境教育・環境学習、様々な活動組織と連携した普及・啓発、環境保全活動の支援等の取組を進めてきました。

環境保全に関する施策を、環境教育等促進法に基づく行動計画として位置付け、これらの取組を更に推進していくことが必要です。

### (1) 環境教育等による環境保全意識の向上

区民、事業者の環境保全意識を高めていくため、環境に関する様々な情報の発信に努めるとともに、幼稚園・小中学校における環境教育の推進、みなと区民の森やエコプラザ、みなと科学館、自然教育園等における様々な催しを通じた環境学習、普及・啓発、環境活動の促進に引き続き取り組むことが必要です。また、環境学習や環境情報の発信に際して、国や東京都、周辺区などの関係機関との連携も積極的に図っていくべきです。さらに、区民や事業者から、環境に関する情報や意見を収集するため、双方向性のある情報の受発信を進めていくことが重要です。

国際的に事業を展開する企業や多くの大使館、観光地が所在する港区には、国外から多くの人々が訪れます。このため、区内で暮らす外国人、国外からの来街者に向け、区内の環境や区の実情、環境に配慮した行動の指針を積極的に外国語で発信していくことが必要です。

### (2) 協働による環境保全活動の推進

区民、事業者等との協働による様々な環境保全活動を促していくため、「みなと環境にやさしい事業者会議 (m e c c)」、「港区環境美化推進協議会」、「港区3R推進行動会議」、「生物多様性みなとネットワーク」等、環境に関する自主活動の支援に取り組むことが必要です。また、様々な事業を通じて協働している区民、事業者、活動組織の新たなつながりを生むきっかけとなる情報共有、交流の機会を設けていくことが必要です。

## 第4章 分野横断的な取組

近年、環境施策には、環境に関する課題の解決だけでなく、福祉、防災、教育など他分野への副次的効果を捉えることで、環境・社会・経済の統合的課題解決につなげていくことが求められています。これらを踏まえるとともに、国の第五次環境基本計画に示された、様々な特性、資源を有する地域が補完し支え合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす「地域循環共生圏」の考え方は、SDGsやSociety 5.0の実現にもつながると考えます。

港区では、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」や、「港区あきる野市環境交流事業」、「全国連携による再生可能エネルギー活用」など、全国各地域の自治体と連携

し、環境保全と地域の活性化を図る取組を推進してきました。また、上述した「みなと環境にやさしい事業者会議（m e c c）」、「港区3R推進行動会議」をはじめ、環境保全に取り組む様々な主体が、それぞれの強みを生かしながら連携・協働する活動が根付いています。

これらの取組、活動の実績を生かしつつ、更に発展的な視点として、防災対策にも資する再生可能エネルギーの活用、ごみの個別収集と高齢者の見守り対策や子育て支援との連携、食品ロス削減の取組と学校等における食育の取組との連携など、分野を越えた連携・協働により、様々な活動主体が地域や分野を越えて連携・協働し、環境・社会・経済の統合的課題解決に資する取組を、分野横断的・重点的な取組に位置付け、更なる推進を図っていくことを期待します。

## 第5章 施策の推進に向けて

### 第1節 推進体制

環境基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくため、区の関係部署が連携、協力して全庁的に環境施策に取り組むこととともに、区民、事業者等が参画する環境保全に関わる様々な活動組織と連携・協働し、施策を推進することが必要です。また、大気、水質などの広域的な環境問題に取り組むため、東京都や近隣区と連携を図ることが必要です。さらに、港区が先駆的に取り組んできた全国の様々な自治体との連携・協働についても引き続き取組を進めていくべきです。

港区は、区民、事業者、区等が連携・協働する活動組織が、循環型社会、生物多様性、環境保全活動など、複数の分野で組織され、活発に活動していることが特色の一つであると考えます。これらの活動を更に発展させていくため、活動組織同士が交流し、つながりを持ち、創発的な活動につながる場や機会の充実を図っていくことを期待します。

環境問題の解決には、個々の区民、事業者が環境の保全に配慮した行動に主体的に取り組むことが何より重要です。そのために、普及啓発、環境学習などの取組を通じて、環境行動指針の内容を区民、事業者に分かりやすく、効果的に伝え、行動に実践につなげていくことが必要です。

### 第2節 進行管理

環境基本計画を実効性のあるものとするため、区では、PDCAサイクルに基づき、環境審議会への報告と審議、「港区環境白書」の作成を通じて、施策の進捗状況を包括的に点検・評価し、区民・事業者等への公表を進めてきました。

計画の実効性を更に高めていくとともに、区民・事業者等の環境意識の啓発、行動を促していくため、PDCAサイクルに沿った施策の点検・評価、改善を継続し、その結果を区民・事業者等に分かりやすく伝える工夫を重ねていくことが必要です。